

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学等に在籍する学生に就業体験研修の場を提供する制度（以下「インターンシップ制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる研修)

第2条 インターンシップ制度の対象となる研修は、原則として大学等において正規の課程としての位置付けがされているものとする。

(インターンシップ制度を実施する期間及び時間)

第3条 インターンシップ制度を実施する期間は、原則として、6月以内とする。

2 インターンシップ制度を実施する時間は、原則として、研修の場となる部署の職員の通常の勤務時間内とする。

(費用負担)

第4条 市は、原則として、研修に係る費用を負担しない。

(災害補償)

第5条 研修中に発生した災害に係る補償は、原則として、インターンシップ制度により学生に研修を受けさせた大学等が行うものとする。

(サービス)

第6条 インターンシップ制度により研修の場を提供されている者（以下「研修生」という。）は、職員と同様のサービス規律を遵守しなければならない。

2 研修生は、市長の指導、監督等に従わなければならない。

(守秘義務)

第7条 研修生は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項の趣旨に則り、研修中に知ることができた秘密を漏らしてはならない。研修を終了した後も、また、同様とする。

(利用申込み)

第8条 インターンシップ制度により学生に研修を受けさせようとする大学等は、別に定めるインターンシップ制度利用申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定によりインターンシップ制度利用申込書が提出されたときは、申込みに係る学生に関する情報その他のインターンシップ制度の利用の可否の決定のために必要な情報を大学等に求めることができる。

(インターンシップ制度の実施の中止)

第9条 市長は、インターンシップ制度を実施することにより市の業務に支障が生じたとき、若しくは支障の発生が見込まれるとき、又は研修生が第6条の規定に違反したとき、若しくは第7条の規定に違反し、若しくは違反するおそれがあるときは、大学等と協議の上、インターンシップ制度の実施を中止することができる。

(研修成果の公表)

第10条 研修生又はインターンシップ制度により学生に研修を受けさせた大学等が研修の成果を公にしようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(研修指導職員)

第11条 市長は、職員の中から研修生の指導、監督等に当たる者（以下「研修指導員」という。）

を指名するものとする。

2 前項の規定により研修指導員に指名された者は、研修生に対し、適切な指導を行う等研修内容の充実に努めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の告示の日の前日までに、合併前の島田市インターシップ制度要綱(平成15年島田市告示第28号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。